

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度 保険証更新・保険料などのお知らせ

国保 保険証と限度額適用認定証などの更新時期です

■被保険者証(保険証)

8月1日(水)から使用する保険証(紫色)を、7月末日までに郵送します。8月1日以降は、新しい保険証を使用し、現在の保険証(ピンク色)は破棄してください。

○70~74歳の人の高齢受給者証がなくなり、保険証と一体になります

これまで別に交付していた受給者証(白・はがきサイズ)は、4月からの国保の県単位化により、なくなります。代わりに、国保保険証に見本下線の表記が加わります。



■限度額適用認定証など

医療機関を受診するときに、保険証に添えて認定証を提示すると、支払い時の負担が限度額までになります。

現在の認定証の有効期限は7月31日(火)です。新しい認定証が必要な人は、再度申請してください。

○70~74歳の人を対象が拡大します

これまで、市民税非課税世帯の人のみが対象でしたが、8月1日以降に使用する認定証から、市民税課税世帯(現役並み所得者IとII)の人にも対象になります。(詳しくは13頁の高額療養費の記事を参照してください)。

※保険料を滞納していると交付できない場合があります。申請に必要なもの

保険証、現在お持ちの認定証、来庁者の本人確認書類(免許証等)、世帯主と対象者のマイナンバーカードかマイナンバー通知カード等

※適用区分「オ」か「低II」の認定後、12カ月以内の期間の入院日数が90日を超えた場合、申請により、食事代がさらに減額になります。該当すると思われる人は、入院日数が確認できる書類(領収書、入院証明書など)を持参してください。

申請場所 保険年金課、各支所(御調地域は御調保健福祉センター)

☎保険年金課(☎0848-38-9142)

介護 介護保険負担限度額認定証の更新時期です

介護保険施設に入所したときや、短期入所サービスを利用したときに、申請により食費・居住費の負担を軽減します。

現在の認定証の有効期限は7月31日(火)です。新しい認定証が必要な人は、再度申請してください。

☑要介護・要支援認定を受けている人で、次のすべてに該当する人が生活保護受給者

- ①本人および世帯全員(世帯分離している配偶者含む)が市民税非課税
- ②預貯金等が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下

申請に必要なもの 印鑑、本人と配偶者のすべての預貯金通帳等の写し(金融機関・支店名、口座番号・名義人、申請日前2カ月の残高(非課税年金を含む年金振込履歴)のわかるもの)

※初めての申請も随時受け付けています。

申請場所 高齢者福祉課、各支所(御調地域は御調保健福祉センター)

☎高齢者福祉課(☎0848-38-9118)

因島福祉課(☎0845-26-6221)

後期 保険証と限度額適用・標準負担額減額認定証の更新時期です

■被保険者証(保険証)

8月1日(水)から使用する新しい保険証(水色)を7月末日までに広島県後期高齢者医療広域連合から送付します。

8月1日以降は、新しい保険証を使用し、現在の保険証(紫色)は、破棄してください。

■限度額適用・標準負担額減額認定証など

市民税非課税世帯の人が、医療機関で保険証に添えて提示すると、支払い時の負担が限度額までとなります。

今までに認定証の手続きをしたことがあり、今年度の市民税が非課税世帯の人は、保険証に同封します。

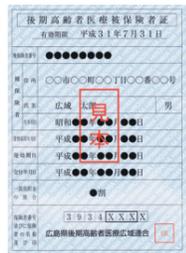
○市民税課税世帯(現役並み所得者IとII)の人にも、8月1日以降に使用する認定証が交付できるようになります。対象の人には広島県後期高齢者医療広域連合から通知を送付しています。必要な人は申請してください。

7月上旬までに申請した人は、保険証に同封します。

☎保険年金課(☎0848-38-9135)

広島県後期高齢者医療広域連合

(☎082-502-3010)



国保 後期

70歳以上の人(※1)の高額療養費の自己負担限度額が8月診療分から変わります

■平成30年7月診療分まで

所得区分	自己負担限度額(月額)		
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	4回目以降(※2)
現役並み所得者(課税所得145万円以上)	57,600円	80,100円+(総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)	44,400円
一般所得者	14,000円(年間上限14.4万円)(※3)	57,600円	44,400円
低所得者II	8,000円	24,600円	—
低所得者I	—	15,000円	—



■平成30年8月診療分以降

現役並み所得者IとIIの人、申請により限度額認定証を交付します。

所得区分	自己負担限度額(月額)		
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	4回目以降(※2)
現役並み所得者III(課税所得690万円以上)	252,600円+(総医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)	—	140,100円
現役並み所得者II(課税所得380万円以上)	167,400円+(総医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)	—	93,000円
現役並み所得者I(課税所得145万円以上)	80,100円+(総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)	—	44,400円
一般所得者	18,000円(年間上限14.4万円)(※3)	57,600円	44,400円
低所得者II	8,000円	24,600円	—
低所得者I	—	15,000円	—

※1 65歳以上の一定程度の障害がある人で、申請により後期高齢者医療保険制度に加入している人を含む。

※2 当月を含めた過去12カ月以内に3回高額療養費の該当となり、4回目以降該当。

※3 年間上限は1年間(8月診療分から翌年7月診療分)の自己負担額の合計額に対して適用。

※後期高齢者医療制度に加入している人は、1度申請すれば、振込先口座に変更がない限り、以後の申請は必要ありません。

☎保険年金課(国保☎0848-38-9142)

(後期☎0848-38-9135)

国保 後期

国民健康保険料の賦課限度額の一部と後期高齢者医療保険料の年間保険料限度額が変わります

■国民健康保険料の賦課限度額の変更

医療分の賦課限度額が、今までの54万円から58万円になります。賦課限度額の合計は、89万円から93万円になります。

■後期高齢者医療保険料の年間保険料限度額の変更
年間保険料限度額が、57万円から62万円になります。

☎市民税課(☎0848-38-9145)

国保 後期

国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の軽減判定基準が一部変わります

5割・2割軽減について、軽減の対象所得の基準が拡充されました。

軽減率	改正前(平成29年度)	改正後(平成30年度)
	世帯主と被保険者全員の前年中の所得金額の合計	
5割	33万円+(27万円×被保険者数)以下	33万円+(27万5千円×被保険者数)以下
2割	33万円+(49万円×被保険者数)以下	33万円+(50万円×被保険者数)以下

後期 後期高齢者医療保険料の保険料率・軽減制度が変わります

■保険料率を変更します

区分	改正前(平成29年度)	改正後(平成30年度)
均等割額	44,795円	45,500円
所得割額	8.97%	8.76%

■所得割額の軽減が終了しました 所得が33万円~91万円の人(年金収入が153万円~211万円の人)

⇒所得割の軽減措置は、平成29年度分の保険料をもって終了しました。

■均等割額の軽減率が変わります 後期高齢者医療制度へ加入する前日に、家族の勤め先の健康保険などで被扶養者だった人

⇒均等割は、7割軽減から5割軽減になります。

※低所得者に対する軽減に該当する人は、軽減割合が大きい方を適用します。

☎市民税課(☎0848-38-9145)

介護 8月から介護保険サービスの利用者負担の割合に3割が新設されます

65歳以上で一定以上の所得がある人は、所得などに応じて、1~3割(新設)いずれかの負担割合になります。7月末日までに、介護保険の認定がある人へ負担割合が記載された「介護保険負担割合証」を送付します。

■3割負担 本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額の合計が、単身の場合340万円以上、2人以上の場合463万円以上の人

■2割負担 本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額の合計が、単身の場合280万円以上、2人以上の場合346万円以上の人

■1割負担 上記以外の人

☎高齢者福祉課(☎0848-38-9118)

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。日付・時間・場所・対象・内容・電話・料金・持ち物・電子メール・ホームページ